大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校化学物質管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校化学物質管理規程 (以下「規程」という。)第18条の規定に基づき、大阪公立大学(以下「大学」という。) 及び大阪公立大学工業高等専門学校(以下「高専」という。)における化学物質の適正な 管理の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(化学物質管理システム)

- 第2条 化学物質管理システムに登録する対象化学物質は、教育研究に用いる全ての製品として取得した化学物質とする。ただし、別紙1に定める化学物質は、登録除外とすることができる。
- 2 研究室等において、化学物質の購入、使用、移動及び廃棄等で、保有量に変動があったときは、化学物質管理システムに登録しなければならない。
- 3 化学物質管理システムを用いた化学物質の管理方法については、次のとおりとする。
- (1) 毒物及び劇物については、重量管理とする。
- (2) 規程第3条に規定する化学物質管理委員会で必要と認めた化学物質については、重量管理とする。
- (3) 前 2 号以外の化学物質については、単位管理(1 本あたりの重量管理)とすることができる。

(化学物質の管理状況の点検等)

- 第3条 化学物質管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、化学物質管理システムを用いて、管轄域内の化学物質の在庫及び使用履歴の管理を行わなければならない。
- 2 化学物質取扱・保管責任者(以下「取扱・保管責任者」という。)は、化学物質の登録・保管状況、化学物質の使用状況及び廃棄処分の状況等を定期的に点検し、化学物質を取り扱う者(以下「化学物質取扱者」という。)に対して適正管理を指導しなければならない。
- 3 取扱・保管責任者は、地震等の災害に対する対策として、化学物質の保管庫の転倒及び保管庫内の容器の転落を防止する等の措置を講じるものとする。

(毒物劇物取扱者)

- 第4条 取扱・保管責任者は、規程第14条に定める毒物劇物取扱者を化学物質管理統括者 (以下「管理統括者」という。)に毒物劇物取扱者申請書(様式1)により申請し、その 許可を得なければならない。なお、承認の有効期間は、申請を行った当該年度末までとす る。
- 2 規程第13条第2項及び第14条第2項のただし書きにおける授業等とは、研究室配属前の大学及び高専の学生に対する授業等とする。

(毒物及び劇物の管理)

第5条 管理責任者及び取扱・保管責任者は、毒物及び劇物の登録・保管状況、使用状況並

びに廃棄処分の状況等を定期的に点検し、毒物劇物取扱者に対して適正管理を指導しなければならない。

- 2 毒物及び劇物の保管については、次のとおりとする。
- (1) 毒物及び劇物については、盗難等を防止するため、金属製等の堅牢な施錠できる保管庫に保管すること。
- (2) 冷蔵保存する必要のある毒物又は劇物については、施錠できる冷蔵保管庫等に保管すること。
- (3) 毒物、劇物、その他の化学物質は、それぞれ別に保管すること。
- 3 毒物及び劇物の保管庫の施錠及び管理については、次のとおりとする。
 - (1) 毒物及び劇物は盗難等を防止するため、施錠して保管すること。毒物及び劇物の保管 庫の鍵については、取扱・保管責任者が責任を持って管理すること。
 - (2) 毒物保管庫の解錠、施錠並びに毒物の取出し及び返却については、取扱・保管責任者が行うこと。ただし、取扱・保管責任者が不在等の場合においては、あらかじめ取扱・保管責任者が指名した教職員(以下「代行教員」という。)に委任することができる。
 - (3) 講座単位等においては、複数の取扱・保管責任者で当該保管庫の鍵を管理することは可能とする。
- 4 毒物又は劇物の保管庫及び容器には、外部から明確に識別できるよう、毒物の場合は赤地に白色で「医薬用外毒物」、劇物の場合は白地に赤色で「医薬用外劇物」と表示すること。
- 5 毒物及び劇物の化学物質管理システムへの登録については、重量管理とする。ただし、溶剤等汎用的な目的で使用される劇物のうち、使用条件において安全性が確保されるものについては、常用劇物として使用記録を単位管理(1本あたりの重量管理)とすることができる。常用劇物に指定されるには、取扱・保管責任者が、年度当初に管理統括者に常用劇物指定申請書(様式 2)により申請し、その承認を受けなければならない。なお、指定の有効期限は、申請を行った当該年度末までとする。
- 6 受払記録の整備については、次のとおりとする。
- (1) 毒物又は劇物のうち製品として取得した化学物質については、全て化学物質管理システムに使用者名、毒物又は劇物の名称及び使用量の登録を行う。
- (2) 取扱・保管責任者は、化学物質管理システムを利用して作成した受払簿を確認の上、承認し保存する。
- (3) 管理責任者は、取扱・保管責任者が受払簿を承認し、保存しているかを確認する。
- (4) 研究室等において調製した化学物質等は、化学物質管理システム上ではなく、調製毒物劇物受払簿(様式3-1)又は調製劇物受払簿(様式3-2)で使用を記録し管理する。
- 7 毒物が使用された場合、取扱・保管責任者又は代行教員は、毒物保管庫に当該毒物を返却する際に登録された使用量と現物を照合する。
- 8 取扱・保管責任者は、毒物及び劇物の紛失等を防止するため、年に一度以上棚卸しを行

- い、受払簿等と現物を照合し在庫量の相違がないか確認を行う。また、半年以上使用していない毒物については、半年に一度以上在庫の状況の確認を行う。
- 9 前回の使用から3年以上使用していない毒物については、原則、廃棄処分するものとする。また、未使用期間が3年未満であっても、使用見込みのない毒物については廃棄処分するものとする。

(危険物の管理)

- 第6条 管理責任者は、化学物質管理システムを利用して、管轄域内の防火区画ごとの屋内 における消防法(昭和23年法律第186号)及び大学の各キャンパス及び高専が所在する 市町村の火災予防条例の対象となる危険物の貯蔵量を指定数量の5分の1未満となるよう に管理を行うものとする。
- 2 混触により災害発生の危険が高まる場合は、保管場所を別にする。
- 3 管理責任者は、危険物倉庫について、届け出た数量を超えないように管理しなければな らない。
- 4 管理統括者は、必要な改善処置や届出等を行う。 (化学物質の管理)
- 第7条 管理統括者は、化学物質管理システムを用いて、特定化学物質の環境への排出量の 把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)及び大阪府生活環境 の保全等に関する条例(平成6年条例第6号)の対象となる化学物質に対して使用目的、 取扱量及び移動量を把握し、必要に応じて監督官庁に報告を行うものとする。

(労働安全衛生法による化学物質の管理)

- 第8条 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)に定める特定化学物質及び有機溶剤については、各実験室、作業場等ごとに化学物質管理システムを用いて記録するものとする。
- 2 管理統括者は、対象となる化学物質を取扱う者に対する健康被害の防止に努めなければならない。

(巡視等)

- 第9条 管理責任者は、化学物質の取扱・保管場所に立ち入り、適正な管理、記録が行われているか巡視点検を行い、必要に応じて取扱・保管責任者及び化学物質取扱者に対し、助言・指導及び改善指示を行うものとする。
- 2 管理責任者は、前項の立ち入り及び巡視点検を、規程第3条に規定する化学物質管理委員会に担わせることができる。
- 3 改善指示を受けた取扱・保管責任者は、所定の期日内に、改善措置実施報告書を管理責任者に提出しなければならない。
- 4 改善指示を行っても改善が見られず、安全上又は保健衛生上の危害が生ずる恐れがあると認められる場合、管理責任者は、管理統括者と化学物質の使用停止を含む改善命令等の対応を協議するものとする。

(実験廃棄物・廃液、廃棄試薬の管理)

- 第10条 化学物質取扱者は、実験廃棄物・廃液を各キャンパスにて定められた分類表のとおり分類し、化学物質管理システムに登録し、管理しなければならない。
- 2 化学物質取扱者は、化学物質管理システムにより印字されたラベルを実験廃棄物・廃液 を 貯留する容器に貼付する。
- 3 管理責任者は、化学物質管理システム上の記録を基に、管轄域内の実験廃棄物・廃液及 び廃棄試薬の保管量を把握し、処分時に処理記録を確認する。

(教育・訓練)

- 第11条 管理統括者は、1年に1回、化学物質等を扱う教職員及び学生に対して、化学物質の適正管理に対する教育・訓練を行うものとする。
- 2 管理責任者は、それぞれの実験内容等に応じて各部局の責任において教育・訓練を行うものとする。

(施行の細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人大阪定款(令和4年4月1日施行)附則第2項の規定に基づき存続する大阪府立大学及び大阪市立大学については、本要綱を適用する。この場合において、要綱第1条中「大阪公立大学」とあるのは「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」とする。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別紙1(第2条第1項関係)

- (1) 生命科学の研究等で使われる微量の薬品類
 - (制限酵素等の酵素類、DNA類、抗体、酵素基質、その他の微量の試薬等)毒物又は劇物の指定が無く、1g未満の場合、登録を除外としてもよい。
- (2) 生命科学の研究等で使われる Ready-to-use の試薬およびキット製品 毒物又は劇物の指定が無く、成分中の化学物質が 1g未満の場合、登録を除外としてもよい。
- (3) その他のキット製品 毒物又は劇物の指定が無く、1 セットあたり総量 50ml 以下で、水を主成分としている場 合、登録を除外してもよい。
- (4) 微生物の培養に用いる培地製品 (ペプトン、トリプトン、粉末酵母エキス、イーストニトロゲンベース、Lブロス等) 登録を除外としてもよい。
- (5) 材料および小売店で購入できる製品(ペンキ、薄め液、ハンダ、銅線等) 毒物又は劇物の指定が無い場合、登録を除外としてもよい。
- (6) 麻薬や医薬品等、法律に基づき別途適正な管理が実施されている化学物質・医薬品